

平成25年度第1回愛知県障害者施策審議会会議録

平成25年7月25日（木）

愛知県障害者施策審議会

平成25年度第1回愛知県障害者施策審議会議事録

1 日 時

平成25年7月25日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

愛知県自治センター 6階 会議室I

3 出席者

荒木委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、木全委員、小樋委員、篠澤委員、園田委員、高橋委員、辻委員、都築委員、長谷委員、林委員、樋口委員、武藤委員、村山委員（18名）

（事務局）

健康福祉部長 ほか

（傍聴者）

6名

4 開 会

〈定足数確認〉

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

こんにちは。健康福祉部長の伊藤でございます。開催にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ「愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から県の障害者支援施策の推進に御協力を賜りまして、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は3回の会議におきまして、障害者施策審議会と障害者自立支援協議会の役割、第3期障害福祉計画の目標達成に向けた取組状況、あるいは都道府県の条例で定めることとされた指定障害福祉サービス等の基準、福祉医療制度の見直しなどにつきまして、さまざまな御意見を頂戴いたしました。委員の皆様におかれましては、本当にありがとうございました。

今日は、議題として後ほど御紹介させていただきますが、今年度第1回目ということで、第3期障害福祉計画の進捗状況について、御審議いただきたいと思っております。これは、毎年この時期の主な議題でありますけれども、これまでの計画の進捗状況をもとに、今後の取組の方向性についてとりまとめましたので、御審議いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項であります。前回の会議で御報告させていただきました、「福祉医療制度についての考え」を始め、5件について御報告させていただきます。

なお、福祉医療制度につきましては、現時点では一部負担金については当面導入しないという方針を決めております。ただし、こういったものを継続的に進めていくためには、引き続き持続可能なものとするための議論を継続することとしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

6 会長あいさつ

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。さて、本日は今年度最初の審議会であり、内容は、皆様のお手元にある1枚目の紙・平成25年度第1回愛知県障害者施策審議会次第にありますように、議題が1件と報告事項が5件であります。

議題は「第3期障害福祉計画の進捗状況等」についてです。

また、報告事項は、前回の審議会でも大きな話題となりました「福祉医療制度についての現段階での基本的考え」、その他4件となっています。

報告を受ける事柄がたくさんありますが、皆様の御協力をいただいて、スムーズに会議を進めていきたいと思っております。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

〈議事録署名者指名〉

議事録署名者：宇佐美委員・林委員

7 議事

議題（1）第3期障害福祉計画の進捗状況等について

〔事務局からの説明〕

資料1-1 第3期愛知県障害福祉計画の進捗状況〔地域生活移行等の状況と障害福祉サービスの利用状況〕

資料1-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

資料1-3 福祉施設から一般就労への移行

資料1-4 障害福祉サービス見込量に対する利用状況

障害福祉課 小木曾課長補佐

高橋会長

ただいま一通り説明していただきましたけれども、このことについて、御意見・御質問等がありましたら伺いたいたのですが、いかがでしょうか。

篠澤委員

私は豊田市に住んでいるので、豊田市のことはよく聞かれますけれど、愛知県には障害者の就労訓練所が、確か、三河・一宮にあったと思うんですが、そうではなくて、社会に送り出せる障害者はこういう働きが出来るよ、という、そういう働き場所、みなさんに見ていただけるような働き場所が、県のどこかにあったら教えてください。

今、豊田市では、いろいろなところで障害のある方に仕事をしていただいて、地域に見ていただいています。これで、地域で働けると考えてほしい、と私はお願いをしております。ですから、県の方でもそのような施設があるのかないかを教えてください。もしなかったら、今後どういう形でそれを考えていくのか、考えていないのかを教えてください。お願いします。

高橋会長

篠澤委員、それは盲の方で困っておられる方がいるということですよ。もう少し具体

的に説明していただけると、みなさんも分かりやすくなるかなと思いますので、お願いします。

篠澤委員

分かりました。豊田市の中で、新しく市が管理する施設ができます。その中で、現状は知的の人は働いていませんけれども、身体障害の軽い方が、一般の人と触れあえる、例えば喫茶店、レストランを市や社会福祉協議会に運営していただいて、そこでお客様と厨房との間に入って予約をとり、予約された注文を厨房に伝える、そのような作業をしていたり、豊田市の庁舎内にレストランがありますが、そこでも障害のある方が働ける場所として作るようにとお願いをしているのですが、今のところ採用されているのかどうか把握しかねておりますので、把握できたらいいかなと思っています。

豊田市内に地域自立支援協議会というのがありまして、その中で施設検討委員会ができました。その施設検討委員会の中で、色々な施設が出来る時に、「今回このような施設を作ります、それに対して御一考ください」ということで、設計事務所と県の担当者が我々の所にお見えになってその説明があつて、その後で、この方針の中にこれを入れてほしいとお伝えしているものなんです。ちょっと分かりにくいかもしれないんですけど、そういう形で、市の新しい施設が出来る度に、障害者が働ける場所を作ってくださいとお願いをしているところなんです。行政として作ってくれなければ、その方がいきなり一般企業に働きにできることは不可能だと思ってるんですね。ただし、今、トヨタ自動車が、県の高等養護学校を卒業した方を採用して仕事をやるようになっています。ですから、それはそれとして、行政としてもっと他の形で卒業した方が働ける場所を与えて、地域の方に見ていただいて、それで次に新しい働ける場所で働けるような方策をお願いしているところですので、県もそのようなことをやっているのなら良いですけど、もしないなら今後どうするかを教えてください。その中でも視覚障害者についてもお願いをしているんですけど、視覚障害者については今のところノーコメントです。車いす障害の方については、松坂屋の中にある市の施設の売店を運営してみえるのではないかなと思っています。長谷委員がいらっしゃるので、その関係をよくご存じだと思うんですけど、そういう形で我々はあちらこちらで、車いす障害のある方と、そうではない方達と一緒に取組をしておりますので、県の方はどうしているかを教えてください。

障害福祉課 梅村主幹

今のお話は、障害のある方の働く場の支援ということで、特に地域の方と触れあいながら、働く姿を見ていただきながらということでしたが、県がそのような施設を直接設けるのはなかなか難しい状況で、県としてまずは、障害のある方が働いている就労継続支援事業所の、そこで働いている方の工賃を向上させようということ、平成24年度から26年度の3か年の工賃向上計画というのを策定しました。

障害のある方が働いていただく施設の工賃を上げるために県として何ができるかという中で、新しくそのような事業を始めようとするところ、今までやっていたけれど工賃向上につながらないという事業所に対しまして、県として工賃の水準を向上するためのコンサルタントの派遣事業を昨年度、今年度行っています。

県内5箇所の就労継続の事業所にコンサルタントを派遣しまして、作業の内容ですとか、どういう取組事項をやったらよいかを御指導申し上げるにあたって、従来の授産所のような工場的な部分だけではなくて、地域の中で触れあえていただく姿が大切だということをご指導しております。例えば喫茶の事業、弁当を給食・配食する事業ですとか、おでんを作って地域の人に売る事業ですとか、大判焼きを焼いて売るような茶屋のような事業が、実際に働く姿を地域の人に見ていただきながら、また工賃の向上にもつながるし、地域の方

との交流もとれるということで、積極的にこのような部分を御指導申し上げて、5つの事業所のうち、実際に、新たに喫茶の事業を取り入れるということが3箇所ということになりました。県としてはこういった事業所で積極的に地域の方と交流しながら働く場が望ましいという考えておりますので、引き続きこういった指導を続けていきたいと思っております。

篠澤委員

ありがとうございました。よく分かりました。もっとたくさんそのような所ができるように県の方も努力していただきたいなと思います。

岡田委員

2つお聞きしたいことがあります。一つ目は地域生活移行のことなんですけれども、資料1-1に書いていただいているように、これからの方は障害の重度化・年齢の高い方がケアホームなどの地域に移行するには、新築だけではなく、今までの住宅を活用と書いていただいているのですが、いざ生活をするとなると、共同生活の重度居宅介護サービスのようなものが地域で使えるのかなというのがあるかと思えます。共同生活の重度居宅介護サービスのことを見込んでおられるのかということをお聞きしたいです。それと、24年度についてはケアホームなどをいくつくらい補助してもらえるのか、予測をしてみえたら教えていただきたい。

もう一つは、一般就労に関する質問なんですけれども、就労移行支援事業と就労継続支援事業A型が98%という御説明があったんですけれども、就労移行支援事業で新しくできたところは、障害特性をあまりご存じないようなこともありますので、そこを使って就職された方の追跡調査のようなものをされているのかということをお聞きしたいです。果たして、就労移行支援事業を使って就職をして、定着ができていくのかというのが一番大事だと思うので、これからの支援事業をきちんと定着させるにはフォローが必要ではないかと思うので、その辺をお聞きしたいです。

障害福祉課 八木課長補佐

まず、地域移行ということで、グループホームで居宅サービスが受けられるかということですが、今、国の方でも見直しが行われているということですし、法改正に伴って重度訪問につきましても、従来は重度の身体の方だけでしたけれども、26年4月からは重度の知的・精神障害の方も使えるようになると決まっております。ですから、今後は充実されてくるのではないかなと考えております。グループホームにつきましても、施設整備費の補助を予算化しておりますので、今年度は13箇所ということで組んではおりますけれども、これは国庫事業ですので、国からの交付決定を待っている状況でございます。

グループホームは、新規の施設整備費補助だけではなくて、民間の方が建てられたり、借家で事業を開始することも可能ですので、その辺りが増えてくることを期待しているところでございます。

県といたしましては、施設整備費補助だけでは、拡大は、限りある予算の中でなかなか難しいところでございますので、現在のところ、少しでも事業者の方が参入しやすいように色々な方策がないかということを検討しております。例えば、賃貸の、既存の一戸建て住宅でも活用できないかということ、健康福祉部だけでなく関係部局で調整を図って検討しております。結果はまだ調整中でありまして、この場でお示しすることはできませんけれども、考えがまとまってきましたら、この審議会でご報告をさせていただくことになるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。そのような形で少しずつでも増やしていければと思っております。

就労関係につきましては、非常に新規参入が進んでおりまして、色々なところで障害者の方が就労系のサービスが受けられるということは非常に喜ばしいことではありますが、どうしても社会福祉法人とかとは違いまして、障害特性のことを本当に理解できているのかなという事業者もありますので、最初の指定の段階で、私どもも色々と確認させていただいているところでございます。また、せっかく働いたのに辞めてしまったということもありますので、県内に 11 箇所ございます障害者就労・生活支援センターというところ、圏域毎に設置を進めておりますけれども、そちらで、就職したけれども継続が難しく辞めてしまったという方に対し、次の職場に繋げていくように相談をしていくというような事業を実施しているところでございます。御活用いただきたいと思っております。

岡田委員

ありがとうございます。就労支援は、障害者就労・生活支援センターの方で相談を受けるというお話をいただいたのですが、就労移行支援事業者は対策を立てたらもうそこでその事業は終わりと考えているのか、就労のフォローはその事業所ではやらないのかということをお聞きしたい。

障害福祉課 八木課長補佐

就労移行支援事業所につきましては、その後のフォローもしております。就労移行支援事業所自体は、一般企業への就職を希望する方に対して必要な訓練を実施するところがございますので、就職の斡旋もしますし、フォローもしているところではございますが、それが十分なのかどうかといいますと、いろいろな事業所がありますので言えませんが、しているものと考えております。

障害福祉課 西村課長

補足をさせていただきます。先ほどのこちらからの説明で、重度訪問介護の事業所につきましては、どんな障害の方でも地域で生活しやすいようにということで、これについては居宅介護、いわゆるヘルパー派遣の事業所の多くが重度訪問介護の指定をあわせてとっております。実施箇所数につきましても年々増えているというところでございます。

就労支援につきましては、就職させてそれだけで終わらせてはいけないというご指摘かと思っております。前回、昨年度の当審議会の中でも、離職率が高いという発表をさせていただきましたが、本当にそうなのかということで、しっかりとした現状の把握・分析をしていただきたいということが委員の方からの御意見がありましたので、現在その状況等、検討をさせていただいております。次回の審議会にでも、就職された方のその後の離職率が高いのか、どういう課題があるのかということをお報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

岡田委員

最後に、重度訪問介護のところは、重度といっても色々な障害があるので、それぞれの障害特性を理解して支援していただけるように、重度訪問介護の許可を出すときに研修をなされるようお願いしたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。重要な御指摘かなと思います。県の方で、グループホーム・ケアホームについては検討しておられるということで、期待をしたいなと思います。

宇佐美委員

地域生活移行についてですが、施設から移行された方の平均年齢は御指摘いただいているのですが、施設入所されている方全体の平均年齢が提示されておりませんので、高齢化に伴い移行が困難だという表現が少し分かりにくい資料になっていると思うのですが、このあたりについてお分かりになるようでしたらお願いします。

障害福祉課 小木曾課長補佐

ただいまの質問でございますが、毎年私どもから個々の事業所・施設に対しまして、地域生活に移行された方の調査をさせていただいておりますが、誠に申し訳ございませんが、現在施設に残っていらっしゃる方を含めた全体の年齢については把握をしておりません。ただ、昨年度の第3回審議会で御報告させていただきましたが、各市町村におきまして、現在施設入所の方が地域生活に移行される際の現状ですとか課題を調査した結果、やはり地域生活が進まない大きな要因の一つとしましては、特に市町村ですと我々よりも障害当事者に近いところにありますので、市町村の規模にもよりますけれども、中には実際に施設に入所している方の顔が見えると申しますか、実態をほぼお掴みになっている市町村もありまして、そういったところに個々に確認させていただきましたところ、高齢の方・重度化された方が多いというのを実感として感じておられるというのを多くお聞きしましたので、県としましてもそういった傾向があると認識しております。

宇佐美委員

ありがとうございます。計画を遂行していく上で有益だと思しますので、その辺りの御検討をお願いします。

障害福祉課 小木曾課長補佐

ありがとうございます。毎年行っている調査ですので、今回お示しさせていただいておりますが、次回調査させていただく時に、できましたらそのような報告も追加させていただきたいと思っております。

高橋会長

これから当面直面する問題の一つは高齢化の問題です。特に施設入所者の高齢化は大きな問題ですので、重要な御指摘かなと思います。他にいかがですか。

荒木委員

福祉施設からの一般就労のところでお聞きしたいのですが、平成22年7月1日から、法定雇用障害者数の算定対象に短期間労働者が追加されたとなっているんですが、最近私の身の回りで開設された事業所が始めた就労継続支援事業A型事業所なんですけど、かなり短時間労働になっているところが多くて、本人の意思ではなく、事業所の方から何時間にしてね、という感じの、そういったことが行われていることがあります。本当に双方の気持ちで短時間労働になる場合はそれはもちろん良いことだと思うんですが、そうではない場合が見受けられますので、そういったことの基準というか、そういったことの検査もこれから必要になるのではないかなと思います。事業所が始められましても、先ほどから話が出ていとおおり、障害に対する理解がないところもかなりあるように見受けられますので、そういったところも指導等がこれから必要ではないかなと思いました。

高橋会長

A型問題というのは、昨年度の最後の審議会で御意見をいただきました。担当の方、よろしくをお願いします。

障害福祉課 八木課長補佐

先ほど会長さんからもお話がありましたとおり、前回の審議会でも触れさせていただきまされたけれども、A型事業所ですけれども、新規参入が多くて、理解が不十分なところも多いというふうに向っております。指定の相談の際に一つ一つ細かく、どのように事業を展開していくのかとか、収益金についてはどのように考えているのかをお聞きしております。書類さえ整えれば指定するという事は決してしておりません。どう考えて事業を運営していくかということをしっかり確認しているところですが、色々なところがございますので、審査期間を今まで指定申請書を受領してから半月間で審査をして指定をしていましたが、それでは非常に短くて十分な審査ができないということで、6月1日の指定から、1か月間の審査期間を設けました。今までは正式に書類を受領すると、半月で書類のみの審査をしていたところですが、実際に事業をやる予定の現場に向いて、そこで改めて環境を見させていただきながら、再度聞き取りをして、きちんとやれるかどうかという確認をするなどの改善を図っております。

A型の短時間労働については、国の方でも非常に問題視をしているところで、昨年の10月頃からサービス報酬のところでは差異を設けるということで対応しております。直近の3か月間の利用者の利用時間が平均20時間を切る場合、報酬を25%減算しております。そのような形で、短時間で帰ってしまうような事業所に対してはペナルティ的なことを課しているところでございます。県といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、審査に十分時間をとったりですとか、現場に向いたりですとか、監査指導室が実地指導を3年に1回しております。他にも障害福祉課では集団指導ということで、事業者の方を集めまして注意・指導を行っております。本年は3月と4月に実施しまして、指導をしたところでございます。いろいろな機会を通して指導をしてまいりたいと思います。

高橋会長

よろしいでしょうか。色々問題があることは把握しているので、県としてはできるだけことはやっているということかと思っております。A型は制度上の問題がともあると思っております。少し調べていただくと分かると思っておりますが、なかなかまだ危うい事業だと思っております。他にありますか。

長谷委員

地域移行の所なんですけれども、居住の確保というところでは色々な打ち出しがあるなと思うんですが、福祉全体の人材の確保というところがなかなか追いついていない状態で、今どこのヘルパーステーションも人材の確保がすごく大変な状況になっていると思っておりますので、是非そちらの方も何かしら施策を打っていただかないと、ステーションの方は悲惨な状況になっていると思っております。

あともう一つ、実際にグループホーム・ケアホームを出て、一人暮らしをしたいという人達もアパートを探すのに大変な思いをしていますので、これをされるのであればもう一歩押し進めていただいて、賃貸の関係のところネットワークみたいなものをもっといただいて、もう少し私たち障害のある人達が情報をとりやすくなるような形をとっていただけるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

梅村主幹

まず人材の確保ですけれども、県ではヘルパー等につきましては、そういう養成を行う事業者を指定する形で、県が指定した事業所が養成をしていくという形をとっております。その中で、養成研修の受講者に対してはやはりきちんと実務としてきめ細かく障害福祉サ

ービスで働いていただけるように指導をして、実際役に立つ、利用者に寄り添って働いていただける人材が養成されるように、指定をする際に事業者には指導をさせていただいているところがございます。

グループホーム・ケアホームからさらに出る、一人暮らしをする方につきましては、市町村が実施する地域生活支援事業の中で国の補助を受けまして、安心サポート事業という、一人暮らしに向けて、例えば協力いただける家主・アパートを募ってそこで入居するまでの支援を行い、一人暮らしをした後の 24 時間の見守りを行う事業がありまして、県としては市町村にこのような事業を実施していただくための予算を確保しつつ、こういったものを進めていくという形をつくっているところです。

グループホームにつきましては、国の動きで言いますと、従来のグループホームですと 4 人から 5 人の共同生活なんですけど、そのグループホームをサテライトのような形にして、一人暮らしが支援できるようにする動きもありますので、こういったものも踏まえて県としては、さらに一歩進んだ一人暮らしの支援をしていけるようにしていきたいと思っております。

長谷委員

養成講座はかなりの数の方が受講されていると思うんですが、そこからヘルパーにならないのは個々の判断になってしまって、実際に実習に行って帰ってくるとなかなか難しいとなって、なかなか人材養成が進まなくなっています。私の事業所も養成講座をしていましたので、そこがすごく難しいところなんですけど、なにかもう一歩、打開策がないのかなというところを一緒に考えていただけるといいかなと思います。

安心賃貸サポート事業のほうは、去年、私の事業所も 24 時間のアドバイザーとしてサポートをさせていただいていますが、実際に声がかかったことがなかったです。アパート組合とかそういうところの人達と障害のある人たちが、リフォームのこういうところをこうすればお金がかからないし、後から困らないというような話ができるようなシステムがあると、個々が苦労なくていいのかなと思いますので、今ある事業はもちろん良いと思いますが、もうちょっと奥深いものがあるといいかなと思います。

高橋会長

先ほど説明のあった地域生活支援事業は、市町村がやる事業なので、市町村と相談しないといけないですね。よろしいでしょうか。

人材確保についてはもう少し突っ込んで考えていただきたいということでしたけれど、一緒に考えていても良いということですので、またそのように取組んでいただければありがたいなと思います。他によろしいでしょうか。

辻委員

地域移行の今後の取り組みの方向性のところで、相談支援体制の充実とあったんですけども、相談したくても相談支援専門員の方が少なく相談ができないという方が近くにいらっしゃって、相談支援専門員の養成研修なんですけど、例えば政令指定都市である名古屋市と愛知県の 2 つでできるようにできないのかなという私の単純な考えなんですけれども、それができると名古屋市は名古屋市で養成していただいて、愛知県は愛知県で養成できるのかな、そうすると相談支援専門員の方の数も増えるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

障害福祉課 佐久間課長補佐

今御質問がありました、相談支援従事者の研修についてですが、名古屋市と県で、それぞれで実施できないかということですが、これは国の事業で、実施主体が県になっており

ますので、こうした形で進めさせていただいております。

高橋会長

もう少し追加はありませんか。基本的な考え方、専門員が足りるのかどうかという問題について、どのようにしようとしているのか、これは自立支援協議会が担当している事業だと思いますが、協議会の考えも御紹介していただけると良いかなと思います。

障害福祉課 佐久間課長補佐

そういった声がいろいろなところから聞こえておりますが、私どもでは、毎年毎年研修の受講枠を拡大しております。例えば平成 23 年度ですと、初任者研修・現員研修をあわせまして約 230 名、それが 24 年度ですと両方あわせまして 480 名程度、今年度の募集定員につきましては 660 名ほどということで、研修の修了者は拡大しております。それが実際にどの程度定着していただけるかというのは、今後の課題だと考えております。

高橋会長

よろしいでしょうか。この問題については危機感を持っておりまして、自立支援協議会の人材育成部会のところで一生懸命考えています。研修を受けた人で、現場にとどまる人は3分の1ぐらいしかいないらしい、これが全国的な傾向なんですね。これをいかに増やすかということを含めて、かなり精力的にやっているといます。

川崎委員

今話がありました相談支援のことと、障害福祉サービスの見込みに関連して質問があります。私が質問したいのは、サービス等利用計画についてです。これは、国が 24 年度から 26 年度の3年間のうちに、障害のある方全てのサービス利用計画を立てさせるということにしておりますけれども、今年度でちょうど半分というか、半分です。まだ1年半あると捉えるのか、もう1年半しかないと捉えるか分かりませんが、非常に市町村によって格差がありまして、着々と進めている市もあれば、全然進めていないような市もあります。実は先日、国の障害者政策委員のある方に質問をする機会がありまして、そこでサービス利用計画が間に合わなかったらどうなるのかと質問したところ、あれはあくまでも目標なので、間に合わなくても大丈夫だという回答でした。ところが先月、厚生労働省と関係の深い団体との話し合いのなかで、平成 27 年 4 月の時点でサービス利用計画が策定されていないと、障害福祉サービスが受けられないという回答もあったということです。この点について、愛知県としては何か情報をお持ちなのか、あるいはそれに対する見解があるのかお聞きしたいと思います。

障害福祉課 梅村主幹

今の計画相談の関係ですが、私ども県の相談支援の体制として地域アドバイザーが各福祉圏域におりまして、アドバイザー会議で各圏域のアドバイザーに集まっていたいて色々地域での実情を話題にしていく中で、市町村における計画相談の進み具合とか、これからの見通し、市町村の状況を踏まえて色々な意見交換、情報交換をしているところです。その中でも、国は計画についてどのように考えているのかということが議論になったりするんですが、一方でセルフプランということで、障害者本人が作った計画も認めるというそういう部分もある中で、本当にきちんとした計画が作れるのかという議論はしております。アドバイザー、3人のスーパーバイザーにも国の動きを色々お聞きするんですが、まだ具体的な情報を掴んでおりません。今のところ既定方針通りなんですけれども、今後全国の進み具合を踏まえて、国としてどうしていくかを耳にしている訳ではありません。

高橋会長

いろいろ御意見をいただきましたありがとうございます。いただいた御意見を尊重して是非これからも進捗にいかしていただければと思いますのでお願いします。

最後に、辻委員から次年度の計画に関して、事前に意見書が提出されております。これは宛て先が知事と私になっていますけれども、この件について簡単に御説明をお願いします。

辻委員

みなさん、お手元に資料があると思いますけれども、次期の第4期障害福祉計画についてお願いがあって意見書を出させていただきました。

この審議会はだいたい年に3回くらいの会議で障害福祉計画をつくられているところで、私たち障害当事者やその家族の意見を反映させるためにも、部会だとかワーキングチームなどを作って、より活発的な議論ができる場で、より実りある障害福祉計画を作っていただきたいと思って意見書を出させていただきました。

高橋会長

ありがとうございます。これも大事な点だと思います。これは私宛ての意見書なので、私の意見も言いたいと思いますが、その前に事務局も大いに関係しますので、事務局からの意見も伺っておきたいなと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉課 小木曾課長補佐

辻委員から御説明をいただきましたけれども、今回7名の委員の方から御意見・御要望という形でいただきました。その中に、本障害福祉計画については、いわゆる共生社会に向けた大切な計画であるという評価をしていただいていることをまず御礼申し上げたいと思います。

次期計画の策定につきましては、具体的な策定スケジュール、あるいは方法を含めまして今後検討する予定となっておりますけれども、私ども事務局の考え方としましては、こういった計画については出来る限り障害当事者のかた、関係団体のかたの御意見を最大限反映させていただいた上で策定したいと考えておりますので、ここでお示ししていただいた部会、ワーキンググループの設置も含めて、策定の検討を進めさせていただきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。というような事務局のお考えのようですが、私自身も障害者権利条約にありますように、障害当事者の方の幸せを実現させるためのさまざまな施策ですので、御意見を尊重できるような形で計画の策定を行うのが良いと思っています。

委員の方についても、障害当事者の方にはずいぶん入っていただきました。これからはもう一歩進めて計画そのものの立案についても障害当事者の方を中心として、本当によく分かる方達が参加して作っていく方向で進めていければなと思っています。部長さんにおかれましても、よろしくお願ひしたいと思っています。

報告事項（1）福祉医療制度についての現段階での基本的考えについて

〔事務局からの説明〕

資料2 福祉医療制度についての現段階での基本的考え

医務国保課 鈴木主幹

報告事項（２）愛知県障害者施策審議会幹事会防災対策部会について

〔事務局からの説明〕

資料３ 愛知県障害者施策審議会幹事会防災対策部会について
障害福祉課 小木曾課長補佐

報告事項（３）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

〔事務局からの説明〕

資料４ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について
障害福祉課 大井主幹

報告事項（４）障害者優先調達推進法について

〔事務局からの説明〕

資料５ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律及び基本方針の概要
障害福祉課 梅村主幹

報告事項（５）愛知県特別支援教育推進計画検討会議の報告について

〔事務局からの説明〕

資料６－１ 愛知県特別支援教育推進計画検討会議に係わる会議等について
資料６－２ 愛知県特別支援教育推進計画の骨子（案）
資料６－３ 第１回愛知県特別支援教育推進計画検討会議における委員意見等（概要）
特別支援教育課 黒谷課長

高橋会長

多くの御報告をいただきました。時間も限られておりますが、御質問や御意見をお伺いしたいと思っております。その前に、お手元にあると思っておりますけれど、木全委員から私宛てに質問を２点いただいております。県に対する質問だと思っておりますので、お答えいただければと思います。

こころの健康推進室 田中主幹

まず、１番目の精神障害者の一般医療費の助成についてでございます。先ほど担当課から説明がありましたように、今回福祉医療制度について議論を行いました。財政状況が厳しい中、増え続ける福祉医療制度を持続可能な制度とするために、今回議論を進めてきたところでございます。その結果、６月に知事が、一部負担金について導入しないという発表をしたところでございます。現行の精神障害者の福祉制度として、課題があるということは我々も認識しているところですが、財政状況が厳しい中、まずは現行制度を維持していくことが大切であると考えておまして、現在のところ新たな制度の拡大は非常に困難であると考えているところでございます。愛知県精神障害者家族会連合会さんからこうした要望があることはこれまでさまざまな機会でお聞きしておまして、県としましては十分承知しているところでございます。先ほど説明がありましたけれども、福祉医療制度については「現段階の基本的考え」という中で、今後所得制限の導入の研究は引き続き深めていきたいとしておりますことから、この中でも引き続き御要望のありましたことについては、課題として捉えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続いて２つめですが、県の障害福祉計画における精神障害者の地域生活移行の目標につきましては、木全委員の要望に書いてあります①の１年未満の入院者の平成 26 年度にお

ける平均退院率を76%にするということを県も目標としまして、これにつきましては先ほど4ページの資料1-2の中で、目標とその退院率の推移についてはご説明させていただいたところでございます。質問票に御指摘のある①と②の目標については、各都道府県が障害福祉計画を策定するにあたりまして厚生労働省が各都道府県に示した指標でありまして、県としては①を指標として県の目標としたところですので、御理解をいただきたいと思っております。また、目標設定の経緯については、第3期障害福祉計画に記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

木全委員

1つめについては、私どもの方も期待していたんですが、今のお話を聞きますと、お金がないからやらない、あればやるというように聞こえてしまう。お金がないからこれでいいんだと聞こえてしまうんですが、これは行政の精神障害者に対する差別ということで非常に深刻に思っています。国民に対しても精神障害者は別なんだとなってしまうものですから、障害者間の差別解消についてはどう考えられるのか。なお85%の市町村は、県がやらなくても、これはやるべきだから市町村が単独事業としてやっているんです。私は市町村はそれなりに認識があると思っていて、県に認識がないと思ってしまう。県は、お金がないからといつまで過ごしていただけるかということについて、一言お願ひしたいと思いません。

こころの健康推進室 桐山室長

今御指摘をいただきました、制度の中での制度差があるということは認識しております、そのことが、障害者の方の差別となっているとは考えておりません。障害の内容や特性によって求められるサービス内容が違うことも事実だろうと思っております。特に精神障害者の方については精神科医療が一番重要な部分でありまして、制度については全国的にはトップクラスの状況にあると考えておりますし、身体・知的・精神障害者の対象者1人当たりの補助額は、概ね同じくらいであることを含めると、必ずしも格差と言えないのではないかと考えます。ただ、制度差があるということが課題であると十分理解しておりますので、今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。よろしいですか。確かに大きな問題かなと思っております。少しお互いに理解を深めないといけないと私自身考えていますので、もう少しこの問題についてみなさんで意見交換なり勉強できる機会があればなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

木全委員

よろしくないけれども、別の機会にしたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、5点についていかがでしょうか。

辻委員

今回、差別解消法が国で成立したということで、今回の差別解消法の付帯決議に、地方公共団体にいわゆる上乗せ横出しを含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ、又は拘束するものではないことを周知することと規定されております。

全国各地で条例作りが行われているかと思っておりますけれども、現在千葉県を初め、北海道、岩手県、熊本県、最近では長崎県、京都府で条例作りが進められているところですので、是非

愛知県でもこの差別禁止条例を、差別解消法は3年後の施行ですけれども、その前に愛知県としても差別禁止条例に取り組んでいただきたいと思います。

障害福祉課 大井主幹

ただいまの辻委員からの御意見ですが、差別解消法につきましては、障害を理由とする差別の定義については現在規定がされておられません。県といたしましては、国が今後策定します職員に対する対応要領ですとか、事業者に対する対応方針において、国が示すとしております何が差別に当たりうるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのか、といった具体的事例などを参考といたしまして、まずは県の機関において地方公共団体に求められる法的義務を果たすためにどのように取り組んでいくのかということにつきまして検討してまいりたいと思います。

都築委員

報告事項4の障害者優先調達推進法についてでございますが、事務局から御説明していただいたんですが、方針ができるということで、発注について産業労働部の障害者多数雇用所もあったり、発注の方もあったと思うんですけど、セルフとして心配するのは、障害者多数雇用所にもっていかれてしまって、実際の障害者就労施設の方に物品調達がなかなかいかないという恐れがあるという心配がありまして、そういったことで情報交換なり障害者の就労施設に対しての話し合いの機会を多く持っていただいて、こういったものが欲しいとか、こういったものなら作れるとかの情報交換が、そういう形で進めていただくとありがたいなということと、市町村も同じように基本方針を立てるものですから、そういったところでも県と市との連携も合わせて考えていただくとありがたいと思います。

障害福祉課 梅村主幹

今の都築委員からのお話ですが、障害者就労施設それ以外の多数雇用所、一般企業も対象となるんですけど、その手法としては随意契約を活用して優先発注が出来るようにと考えております。随意契約を活用して優先発注という時に、まず障害者就労支援施設が一般企業よりも優先的にできる手法もないかということを含めて検討しているところでして、全て一律の発注を障害者就労施設にというのは難しいんですけども、随意契約の活用の中でできることでありましたら、その中でも施設の優先を考えていきたいというところで検討しているところです。また、情報共有につきましては、セルフセンターという県内の就労支援施設を集めた団体もありますので、そういう所との意見交換は今後していきたいと考えております。

高橋会長

公平性というところにも御留意いただいて、よろしく申し上げます。最後に、お一人お願いします。

武藤委員

資料6に関して2点なんですけれども、まず一つ目が特別支援教育の充実と教員の資質向上に取り組んでいただきたいと思います。二点目が、資料6-3にも書いてありますが、幼児期から小学校までの移行システムをスムーズにできる体制作りをお願いしたいと思います。これは幼稚園だけでなく、保育所にも視野に入れること、診断のつかない幼児期における研修等を検討してほしいということが書いてあります。教育支援計画に繋げていくということの取組も書いてありますが、体制作りをお願いしたいと思います。

特別支援教育課 黒谷課長

そのような御意見を多数いただいておりますし、私どもも必要性は十分感じておりますので前に進めていきたいと考えております。

高橋会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかもしれませんが、お時間も迫ってまいりましたので、本日の会議はこれもちままして終了したいと思います。

障害福祉計画の進捗管理については、県の障害者自立支援協議会という下部組織で実働部隊がありますけれども、そこと連携して市町村の計画の達成に資するようにお願いしたいと思います。

事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

以上で、平成25年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 印

署名人 印